別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）

（表）

注意事項

ア　住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

イ　行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

ウ　本許可書は常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。

エ　仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。

オ　仮滞在の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。

カ　報酬を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときなどには、同許可を取り消すことがあります。

キ　報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

ク　出頭の際は、本許可書を持参してください。

日本国政府法務省

仮滞在許可書



番　　号 ----------

発行年月日 ----------

出入国在留管理庁

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

殿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の４の規定により、
仮滞在を許可します。

1　氏　　名　　男・女

2　生年月日

3　国籍・地域

4　仮滞在期間　　（許可期限　　年　　月　　日）

写真

※

（注）　※には許可する者の職名を記入するものとする。

仮滞在の条件

1　住　　居

2　行動範囲

3　報酬を受ける活動の許可の有無及び条件　□有（許可番号：　　号・許可年月日：　　）□無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名称

所在地

(2) 活動の内容

(3) 活動の期間

(4) 報酬額の上限（月額）

4　出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

更新許可欄	年　月　日				
	仮滞在期間（許可期限）				
	許可者印				